

みんなで知ろう
介護保険

今月は介護保険のサービスメニューを紹介します

介護保険の給付の対象になるサービスは、介護保険法で定められています。大きく分けると、自宅で生活しながら利用する居宅サービスと、施設に入所して受ける施設サービスですが、具体的には以下のとおりです。

居宅サービス

●訪問介護

(ホームヘルプサービス)
家庭での介護や身のまわりの世話をホームヘルパーが援助します。



●訪問入浴

浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問して、入浴の介護を行います。



●訪問看護

看護婦などが家庭を訪問して看護を行います。



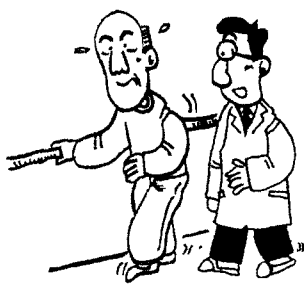
●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが、家庭を訪問して、リハビリテーションを行います。

●通所介護(デイサービス)
デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などを行います。

●通所リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが、施設において、リハビリテーションを行います。



●福祉用具貸与

車椅子やベッドなどの福祉用具の貸し出しを行います。

●居宅療養管理指導

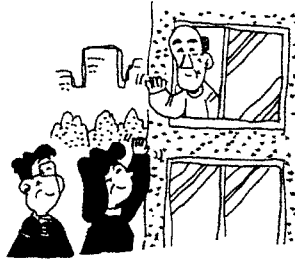
医師、歯科医師、薬剤師などが、家庭を訪問して、療養に関するアドバイスをを行います。

●短期入所生活介護

(ショートステイ)
介護が必要な方を短期間、特別養護老人ホームなどで預かります。

●短期入所療養介護

介護が必要な方で医学的管理の必要な方を短期間、病院などで預かります。



●痴ほう対応型共同生活介護(グループホーム)

痴ほうのため介護を必要とする方々が、十人程度のグループで、共同生活をします。

●特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方々に、施設が介護サービスを行います。

施設サービス

●指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホームのことで、都留市には現在、「よこぶき荘」があります。

●介護老人保健施設

老人保健施設のことです。都留市には現在、老人保健施設「つる」があります。

●指定介護療養型医療施設

療養型病床群や老人性痴ほう疾患療養病棟などのことです。

これらのサービスを利用するときには、原則的に一割は自己負担になりますが、自己負担額が著しく高額になる場合は、高額介護サービス費を支給します。

このほかに介護保険では、特定の福祉用具を購入した場合や、お風呂場やトイレに手すりを付けるなどの一定の住宅改修を行った場合に、費用の一部を支給します。また、ケアマネージャーにサービス計画を作成してもらった費用も保険給付の対象です。

これらの法定サービスの外に別のサービスを、各市町村で独自に給付サービスのメニューに取り入れることもできます。しかし、サービスを増やせば増やすほど、第一号被保険者(六十五歳以上の方)の保険料を高くしなければなりませんので、今後、皆さんの意見を聞きながら、考えていくことになります。